

収入
印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

壬生町〇〇選挙候補者 ※戸籍名を記入（以下「甲」という。）と（株）△△印刷代表 小林 太郎（以下「乙」という。）は、選挙運動のための印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 使用目的 公職選挙法第143条第1項第5号に定められるポスター
- 枚数 100枚
- 契約金額 60,040円（単価 600円40銭） ← 3,848円
（契約金額・単価は消費税を含んだ額とする。）
- 納入期限 令和8年3月23日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、壬生町議会議員及び壬生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき壬生町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行われなければならない。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は壬生町に請求できない。

なお、壬生町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額をすみやかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 8年 3月 17日 ←契約は告示日前でも可

甲 壬生町「長」または「議会議員」選挙候補者

住所 ※立候補届出と一致

氏名 ※立候補届出と一致

㊟

乙 住所 壬生町大字北小林567番地

名称 (株)△△印刷

代表者氏名 代表 小林 太郎

㊟

選挙運動用ポスター作成契約届出書

告示日以降の日付→令和8年3月 日

壬生町選挙管理委員会委員長 様

令和8年3月29日執行
壬生町長（議会議員）選挙
候補者氏名※戸籍名を記入

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R8. 3. 17	壬生町大字北小林567番地 (株)△△印刷 代表 小林 太郎	100枚	60,040円	

公費負担の限度額枚数にかかわらず、実際の契約作成枚数を記載してください。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類等の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

告示日以降の日付→令和8年3月 日

壬生町選挙管理委員会委員長 様

令和8年3月29日執行
壬生町長（議会議員）選挙
候補者氏名※戸籍名を記入

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、壬生町議会議員及び壬生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和8年3月17日

実際に作成した枚数のうち確認申請をする枚数を記載します。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
壬生町大字北小林567番地 (株)△△印刷 代表 小林 太郎

3 確認申請枚数 97枚

申請が1回目の場合は0枚となります。

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	100枚	97枚
枚数計 (a) + (b)	100枚	97枚
備 考		

備考

- この提出書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

実際に作成した枚数を記載します。

限度枚数（ポスター掲示
板数）以内となります。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

第〇〇号
年 月 日

壬生町選挙管理委員会委員長

壬生町議会議員及び壬生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和8年3月29日執行 壬生町長（議会議員）選挙
- 2 候補者の氏名（※戸籍名） 立候補者名
- 3 確認枚数 97枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、壬生町に支払を請求することはできません。

**※ 候補者が作成する書類ではありません。
この書類は、選挙管理委員会から候補者にお渡しいたします。
内容確認後、ポスター作成業者に提出してください。**

選挙運動用ポスター作成証明書

納期後かつ告示日以降の日付→ 令和8年 月 日

令和8年3月29日執行
壬生町長（議会議員）選挙
候補者氏名※戸籍名を記入

実際に作成した枚数を記載します。

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	壬生町大字北小林567番地 (株)△△印刷 代表 小林 太郎
作成枚数	100枚
作成金額	60,040円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	97か所

備考

ポスター掲示場数を確認の上
記載してください。

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が壬生町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、壬生町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数
 - 限度額 586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）×（1）の枚数＝限度額 ←3,848円

様式第15号（第6条関係）

請 求 書

（選挙運動用ポスターの作成）

選挙期日後の日付→ 令和8年 月 日

壬生町長

住所（所在地） 壬生町大字北小林567番地
氏名（名称） （株）△△印刷 代表 小林 太郎 ㊞

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

壬生町議会議員及び壬生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 58,239円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和8年3月29日執行 壬生町長（議会議員）選挙
- 候補者の氏名 ※戸籍名を記入

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	△△インサツ コバヤシ タロウ		
口座名義	△△印刷 小林 太郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、壬生町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書

実際に作成したポスターの単価、枚数、金額を記載してください。

候補者氏名 ※戸籍名を記入

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価A	枚数B	金額A×B	単価C	枚数D	金額C×D	単価E	枚数F	金額E×F	
97か所	600.4 円	100 枚	60,040 円	3,848 円	97 枚	373,256 円	600.4 円	97 枚	58,239 円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明証の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- Dを記載してください。
- Eの額を記載してください。
- Fの枚数を記載してください。
- E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円にしてください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書に記載された枚数を記載してください。

AとCを比較し少ない方を記載してください。

BとDを比較し少ない方を記載してください。